

第4章 救済を求めた被害者の活動（水俣病訴訟）

1 新潟水俣病第1次訴訟

（1）提訴までの経緯

新潟水俣病が1965（昭和40）年に発生した後、被害者は、水俣病の様々な症状を抱え、苦しくなる生活の中で、国による原因究明の結論がなかなか出なかったことや昭和電工が「国の結論が出てもこれに従わない」と公表したことなどから、「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の途はない」として訴訟に踏み切る決意をしました。

被害者のこうした行動に対し、

- ①潜在患者の発見
- ②患者に対する治療
- ③加害者の早期確定
- ④被害者の生活保障

などを重点に被害者の支援を行っていた新潟県民主団体水俣病対策会議（後の新潟水俣病共闘会議）が新潟市内の各弁護士に呼びかけ、協力を要請した結果、1967（昭和42）年4月に新潟水俣病弁護団が結成され、訴訟準備が進められました。

最後までがんばります

被災者の会会長 近 喜代一

新潟水俣病事件発生以来二年あまり、被害者は後遺症と闘い、生活と闘いながら、やっこの思いで生きて来た。

国は、今すぐにも出せる結論を出さず、研究班はこう結論を出したといって、責任をのがれている。国が本当に被害者のことを考えているとは思えない。被害者は日一日と苦しくなる生活と闘いながら、国の結論を待っていたが、こんどの発表をきいて、国と昭電に非常ないきどおりをおぼえます。

犯人は昭電であると、政府の委嘱した研究班によって明らかにされたのだから、私たちが当然これを国の結論とする。昭電が犯人であることは当初からわかり切っていたことだ。昭電がちがうというなら、裁判で真犯人をハッキリさせる以外に手段はないと思う。

自分の犯した罪は自分でつぐなわなければならない事は、人間なら皆知っていることだ。何の罪もなく、死の恐怖に追いつめられ、遂に狂い死にさせられた五人、生残った八十余名の被害者、患者と認定されない何千人もの水銀保有者、そして九州の犠牲者のためにも、絶対負けられませぬ。

二度目の水俣病は、国などが第一回目をウヤムヤにしたために起きた問題です。これは全国民の問題だと思います。私達がここで泣寝入りすれば三回目の水俣病がまたおきるでしょう。

子や孫や他の国民まで、これを前例として泣寝入りさせられることのないよう、私たちはがんばります。全国の皆さんのご支援をお願い致します。

新潟県民主団体水俣病対策会議
怒りは川をさかのぼる から

（2）第1次訴訟の概要

1967（昭和42）年6月12日、第1陣の患者3世帯13人（最終的には第8陣までの34家族77人）が、昭和電工を相手取って総額約5億3,000万円の損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

被害者等は、この裁判の最中、水俣市を訪問し水俣病患者家庭互助会の人々と交流を図ったり、記録映画「公害とたたかう」の制作、上映など水俣病問題の普及運動にも取り組みました。

この裁判は、わが国で最初の本格的公害裁判となり、全国各地で発生していた公害問題に大きな影響を与えました。その後、いわゆる四大公害裁判と言われる四日市公害裁判、富山のイタイイタイ病裁判、熊本水俣病裁判が次々に提起され争われていきました。

（3）第1次訴訟の争点

この裁判では、主に次の2点について争われました。

- ①水銀中毒は、昭和電工がメチル水銀を含む工場廃液を阿賀野川に排出し、それにより汚染された川魚を食べたことにより発生した。（因果関係）
- ②熊本水俣病の原因が工場排水であることを知りながら、メチル水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に排出した。（企業責任）

（4）第1次訴訟の判決

1971（昭和46）年9月29日の判決では、

- ①阿賀野川に起こった水銀中毒は、昭和電工がアセトアルデヒド製造工程中から副生されるメチル水銀を阿賀野川に排出し、それに汚染された川魚を多く食べたことが原因である。
- ②昭和電工には、1961（昭和36）年暮れ頃までには熊本水俣病の原因が工場排水であることを知っていたにもかかわらず、メチル水銀を含む工場排水を阿賀野川に排出した過失がある。

として原告が勝訴しました。

被告の昭和電工が、判決前に控訴権を放棄していたため、総額2億7,000万円を認めた判決が確定しました。

2 補償協定の締結

第1次訴訟の判決後、新潟水俣病の被害はますます広がりを見せ、法律に基づく認定制度により認定された患者が300人を超え、認定申請中の人も500人に達する状況の中、新潟水俣病被災者の会と新潟水俣病共闘会議は、判決による補償額が低額であったことや再発を防止するためなどから、統一要求をまとめ、昭和電工に対して直接交渉を申し込みました。

被害者らは署名運動や関係地域における集会などに取り組み、熊本水俣病裁判で原告勝訴の判決が出される状況の中、十数回の交渉を経て、1973（昭和48）年6月21日に補償協定が結ばれました。

その内容は、認定患者に対する一時補償金、物価スライドによる年金給付、医療給付のほか、協定の前文で水俣病の再発防止や公害の未然防止などをうたう画期的なものでした。



新潟日報：1971（昭和46）年9月29日



新潟日報：1973（昭和48）年6月22日

3 新潟水俣病第2次訴訟

(1) 提訴までの経緯

1971（昭和46）年の第1次訴訟の判決後、熊本大学水俣病研究班の有明海沿岸に第3水俣病発生の可能性があると発表（環境庁（現環境省）は否定）など、水銀汚染と人体被害の問題が表面化する中、認定申請を棄却される人が増加し、棄却処分を不服とする行政不服審査請求もほとんど認められませんでした。

このような状況の中、認定申請を棄却された人たちが、「新潟水俣病被害者の会」を結成し、認定基準に誤りがあるとして、第2の水俣病を発生させた国の責任や被害者の早期救済を求めて、新潟地方裁判所に損害賠償の訴えを起こしました。

(2) 第2次訴訟の概要

1982（昭和57）年6月21日、第1陣として国の基準では水俣病と認められなかった患者94人が、国と昭和電工を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

最終的には、平成元年4月の第8陣までの提訴により234人が総額約51億4,800万円の損害賠償を求めるものとなりました。この裁判は、第1陣を分離して審理が進められましたが、新潟地方裁判所の判決までに10年、政治解決による和解までは13年半の歳月を要し、この間に43人も原告が亡くなりました。

(3) 第2次訴訟の争点

第2次訴訟では、

- ①熊本水俣病の原因を知らながらチッソ水俣工場と同種工場である昭和電工鹿瀬工場に対し、水質二法や行政指導による排水規制を怠ったなどという国の責任
- ②メチル水銀の曝露蓄積と四肢末梢性の感覚障害があれば水俣病と診断できる（水俣病の病像）などが主な争点となりました。

くたばるまで闘います

新潟水俣病第2次訴訟原告団長 五十嵐 幸栄

私は阿賀野川の端に生まれ、子供の頃から阿賀の川魚を蛋白源として育ちました。水俣病が公表された四〇年の頭髪水銀量は一〇四PPMもありましたが、否認されました。私と同じ魚をたべていた妻が認定されているのに、何故私に否認されたのか、処分庁に聞いても理由を教えてくれません。認定基準が改悪されたからなのですが、国は変っていないといひはります。原告はみんな阿賀の魚をたべ、昭電の毒に犯されているのに、行政が認定しないため、私達は二七患者呼ばわりまでされて苦しんでいます。そして、水俣病は治し方がわからないので、この苦しみは生涯つづくのです。

排水浄化設備を全然作らずに大増産をやり、チッソと同じ毒をタレ流したからです。そして、国が熊本水俣病の原因をかくし、この無謀な大増産を国策として指導奨励したからです。公正中立であるべき行政機関が、人まで殺した企業をかばい、国民を無視したため、同じ殺人の罪がくりかえされたのです。その上、行政権限を使って患者を切捨てるのは、何というひどいやり方でしょう。こんなことでは公害がなくなる筈がありません。

私共はこれ迄、国や昭電と話合って参ましたが納得のいく答えが得られず、どうせ死ぬなら真実と国民の命を守るために、くたばるまで闘うと決心して訴えを起したのです。全国の皆さんのご支援を心からお願ひ致します。

新潟水俣病共闘会議
いまなぜ“みなまた”か から

（4）第2次訴訟の判決（第1陣）

第1陣94人を分離した審理の1992（平成4）年3月31日の判決は、提訴後行政認定された3人を除く91人のうち88人を水俣病に罹患しているとし、総額5億7,800万円の損害賠償を認めましたが、国の責任については認めませんでした。

昭和電工と原告91人は、この判決を不服として東京高等裁判所に控訴し、第2陣以降の新潟地方裁判所の審理とともに、裁判は長期化していきました。

新潟水俣病第2次訴訟は、1995（平成7）年に政府・与党3党による水俣病問題の政治解決に伴い、昭和電工と和解し、国への訴えが取り下げられ、第1陣の提訴から13年半を経て終結しました。



新潟日報：1992（平成4）年3月31日

4 熊本水俣病に関する裁判

熊本水俣病においても新潟水俣病の裁判に続き、熊本水俣病第1次訴訟(1969（昭和44）年6月)、熊本水俣病第2次訴訟(1973（昭和48）年1月)、熊本水俣病第3次訴訟(1980（昭和55）年5月)などの損害賠償を請求する訴訟が次々に提訴されました。

1995（平成7）年の政治解決により、未解決となっていた訴訟も和解が成立しましたが、唯一残っていた関西訴訟の控訴審判決が2001（平成13）年4月に出されました。判決では、国の責任を認め、認定基準に新たな判断を示しましたが、これを不服とした国が上告しました。

また、熊本水俣病に関しては、損害賠償のほか刑事事件や行政訴訟など多数の訴訟も提起されました。

熊本水俣病関西訴訟控訴審判決内容

ししまっしょうゆうい
四肢末梢優位の感覚障害だけがある人で、同一の食生活を送っていた家族に認定患者がいるなどの要件があれば、水俣病であると認めてよい。

大脳皮質に障害がある場合の大きな特徴である複合感覚^{*}の障害が認められれば、それはメチル水銀の影響とすることが相当である。

^{*} 複合感覚とは、二点識別感覚、皮膚書字覚などといった感覚であり、複合感覚に障害がある場合大脳皮質の障害が疑われるとされている。判決では、メチル水銀中毒の感覚障害は大脳皮質障害で説明できるとした。

5 早期解決に向けた被害者の活動

新潟、熊本とも裁判が長期化する中、水俣病問題の早期解決のためには、話し合いによるほかはないとして、1990（平成2）年9月に熊本水俣病東京訴訟で東京地裁から和解勧告が出されました。そのほか、熊本水俣病第3次訴訟控訴審など1高裁、3地裁でも和解勧告が出されましたが、政府が「現時点で和解勧告に応じることは困難」との見解を発表するなど、解決の見通しが立たない状況でした。

このような中で、被害者の高齢化も進み、「生きていくうちに救済を」といった声が高まり、ビラまきや署名運動、県や県内112市町村（当時）すべての首長、議会に早期解決要望に係る署名や採択を働きかけるなど、水俣病問題の早期解決に向けた被害者の活動が続けられました。



早期解決を目指す全県キャラバン行動
（写真提供：新潟水俣病共闘会議）

6 1995（平成7）年の政治解決

1995（平成7）年9月、与党3党（自民党、社会党、新党さきがけ）は、未解決となっていた熊本水俣病関係の問題について、関係者の意見を踏まえ、最終解決案を示しました。

これに対し、11月までに関係当事者間で合意が成立し、政府は、水俣病総合対策医療事業の申請受付再開、地域の再生・振興施策の推進・支援を内容とする「水俣病対策について」の閣議了解を行うとともに、「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」を閣議決定しました。

水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話

1995（平成7）年12月15日閣議決定

公害の原点というべき水俣病問題が、その発生から40年を経て、多くの方々のご努力により、今般、当事者間で合意が成立し、その解決をみることができました。

水俣病問題については、既に解決をみている公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者の方々への補償問題とは別に、認定を受けられない方々の救済に関して、今日に至るまで未解決の問題が残されてまいりました。

私は、この問題の早期解決のため、与党、地元自治体とも緊密な連携をとりつつ、誠心誠意努力してまいりました。重い歴史を背負いながらも苦渋の決断をされた各団体の方々をはじめ、この間の関係者のご努力に対し、心から敬意を表したいと思います。

解決に当たり、私は、苦しみと無念の思いの中で亡くなられた方々に深い哀悼の念をささげますとともに、多年にわたり筆舌に尽くしがたい苦悩を強いられてこられた多くの方々の癒しがたい心情を思うとき、誠に申し訳ないという気持ちで一杯であります。

水俣病問題は、深刻な健康被害をもたらしたばかりでなく、地域住民の絆が損なわれるなど広範かつ甚大な影響を地域社会に及ぼしました。

私は、この解決を契機として、水俣病の関係地域の方々、一日も早く、ともに手を取り合って、心豊かに暮らすことができる地域社会が築かれるよう、心から願うものであります。

今、水俣病問題の発生から今日までを振り返る時、政府としては、その時々においてできる限りの努力をしてきたと考えますが、新潟での第2の水俣病の発生を含め、水俣病の原因の確定や企業に対する確実な対応をするまでに、結果として長期間を要したことについて率直に反省しなければならないと思います。また、私は、このような悲惨な公害は、決して再び繰り返されてはならないとの決意を新たにしているものであります。

政府は、今般の解決に当たり、総合対策医療事業、チツソ支援、地域の再生・振興などについて、地元自治体と協力しながら施策を推進してまいりますとともに、水俣病の悲劇を教訓として謙虚に学び、我が国の環境政策を一層進展させ、さらに、世界の国々に対し、我が国の経験や技術を活かして積極的な協力を行うなど国際的な貢献をしてまいります。

（内閣総理大臣 村山富市）

7 1995（平成7）年解決協定の締結

1995（平成7）年12月11日、新潟水俣病においても新潟水俣病被害者の会と新潟水俣病共闘会議が、苦渋の選択により、熊本水俣病の政治解決をベースに昭和電工との自主交渉による解決協定を締結しました。

〔協定の枠組み〕

- ①昭和電工が解決対象者に一時金を支払う。
- ②国及び県は、総合対策医療事業を継続するとともに、その申請受付を再開する。
- ③救済を受ける人は、訴訟や認定申請、行政不服審査請求等を取り下げることにより、紛争を終結させる。
- ④地域の再生・振興のために、昭和電工が2億5,000万円を新潟県に寄附する。



新潟日報：1995（平成7）年12月11日

水俣病問題の解決に当たっての関係3団体声明

1995（平成7）年12月15日

本日、政府は、水俣病問題の解決について閣議了解するとともに、「内閣総理大臣談話」を閣議決定し、発表した。

総理談話は、まず、認定患者とは別に被害患者が存在していることを認め、これら被害患者を長年放置してきたことについて「誠に申し訳ないという気持ちで一杯」と謝罪し、次いで、新潟に「第2の水俣病」を発生させたことについて原因確定と昭電に対する指導が不十分であったと率直な反省を表明している。また、総合対策医療事業、地域再生振興等を行うとともに、水俣病の教訓を活かしていくことにも言及している。

これら内容は、被害者の30年におよぶ苦痛と苦悩からすると不十分さはあるが、今後講ずる措置とあわせ、これまでの被害者切り捨て政策の転換を内外に示したものであり、このことは多年におよぶ裁判と命懸けの運動を進めてきた被害者、弁護士、共闘会議、ならびにこれを支え励ましてくれた新潟県民、国民の大きな成果である。

しかし、水俣病問題はこれで解決したわけではなく、一通過点に過ぎない。近く再開される水俣病総合対策医療事業において、すべての被害者が救済されなければならず、水俣病の教訓を生かした事業が被害者が切望する真に公害の根絶につながるものでなければならない。政府と新潟県が、これら課題を完全実施してこそ、初めて被害者の心が癒され、水俣病問題が解決するのである。

13年半にわたりご支援いただいた多くの県民、国民に衷心より御礼申し上げるとともに、私たちは右課題達成のため、あらためて全力を挙げることを誓うものである。

新潟水俣病被害者の会
新潟水俣病弁護士
新潟水俣病共闘会議

8 水俣病関西訴訟最高裁判決

1995（平成7）年の政治解決後も、水俣病に関する損害賠償請求訴訟として唯一継続していた、いわゆる水俣病関西訴訟について、2004（平成16）年10月15日に最高裁判所の判決が言い渡されました。

判決では、国と熊本県には、いわゆる水質二法及び熊本県漁業調整規則に基づいて工場排水を止める義務があったにもかかわらず、それを怠った責任があるとして、最高裁判所では初めて行政責任を認め、被害者側が勝訴しました。

また、判決では、国の認定基準では認められなかった原告についても、水俣病特有な感覚障害などがあればメチル水銀中毒症と認められるとした、大阪高裁判決（2001（平成13）年）を支持し、一人あたり450万円～850万円、総額約3億2,000万円の賠償を命じました。

この判決後、認定申請を行う人が急増しましたが、国の認定基準が見直されることはありませんでした。これらが要因となり、新たな訴訟が起こされました。



朝日新聞：2004（平成16）年10月16日

9 ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟（熊本水俣病）

2005（平成17）年10月、水俣病不知火患者会（熊本県、原告は第1陣から第20陣まで合計2,500人）が、チッソと国、熊本県を相手取り、原因企業としてのチッソの責任や旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づく規制権限の不行使に対する国の責任、県漁業調整規則に基づく規制権限の不行使に対する県の責任についての損害賠償を求める訴えを東京、熊本、大阪地方裁判所に起こしました。



10 新潟水俣病第3次訴訟

（1）訴訟の経緯

2007（平成19）年4月、阿賀野川流域の住民12人が、昭和電工と国、新潟県の3者を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

（2）第3次訴訟の概要

この訴訟で原告は、水俣病関西訴訟最高裁判決において、県は工場排水を止める義務を怠ったとして熊本県の責任を認めた判決が、新潟県にも適用されるべきだと主張しています。また、感覚障害だけでも水俣病とすべきであるとの主張を行っています。

2015（平成27）年3月、新潟地方裁判所で判決が言い渡され、水俣病り患の有無は、感覚障害等の症候の有無等の医学的観点からの検討だけでなく、メチル水銀曝露歴、生活歴、種々の疫学的な知見や調査結果等の具体的事情を総合的に考慮し判断すべきとし、昭和電工を被告とする原告10人のうち7人について水俣病と認め、昭和電工に賠償を命じました。一方、国や新潟県の責任は認めませんでした。

原告、被告（昭和電工）双方は、東京高裁に控訴しています。

（3）第3次訴訟の争点

第3次訴訟では、

- ①1960（昭和35）年1月以降の旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づく規制権限の不行使に対する国の責任。
 - ②1960（昭和35）年1月以降の県内水面漁業調整規則に基づく規制権限の不行使に対する県の責任。
 - ③長期間にわたる有害な工場廃液の排出による不法行為に対する昭和電工の責任。
- などが主な争点となっています。

11 ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟

（1）訴訟までの経緯

2009（平成21）年6月12日、国の基準では水俣病と認められない患者らでつくる「新潟水俣病阿賀野患者会」の会員27人が、国と昭和電工を相手取って損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

原告は、新潟水俣病の全被害者の救済と水俣病問題の全面解決を掲げ、国に対し認定基準の厳格化による「患者の切り捨て責任」を追及しました。

（2）ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟の争点

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟では、

- ①旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づき排水規制を行わないなど被害拡大の防止策を怠った国の責任
 - ②1977（昭和52）年に認定基準を厳格化し、救済されるべき患者を切り捨てた国の責任
 - ③水俣病の原因物質となる有機水銀を含んでいると知りながら排水を阿賀野川に放出した昭和電工の責任
- などが主な争点となりました。

12 水俣病被害者救済特別措置法

関西訴訟最高裁判決を機に、救済を求める被害者が増加し解決が長期化する可能性があることを受け、国は水俣病被害者の新たな救済策として自民党、公明党、民主党の三党の合意により、2009（平成21）年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を公布・施行しました。

この法律は、公害健康被害の補償等に関する法律の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を、水俣病被害者として救済し、最終解決を図ろうとするものです。

政府は、2010（平成22）年4月に「水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針」を閣議決定し、同年5月1日から特措法に基づく給付申請の受付を開始しました。

水俣病被害者救済特別措置法における〔救済措置〕（要旨）

- ①チッソ、昭和電工の責任と、関西訴訟最高裁判決で認められた国及び熊本県の責任を踏まえ、水俣病被害者をあたら限りすべて、迅速に救済する。
- ②救済の対象は、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、
 - 四肢末梢優位の感覚障害を有する方
 - 全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる方
- ③チッソ、昭和電工は一時金（210万円）及び被害者団体への加算金を支給する。
- ④国、県は療養費及び療養手当等を支給する。
- ⑤一時金等支給の対象となる程度の感覚障害を有しないまでも、感覚障害を有し、水俣病にみられる症状を有する方にも療養費等を支給する。

また、この日、水俣病犠牲者慰霊式に鳩山総理大臣（当時）が歴代総理大臣として初めて出席し、政府の責任と被害者の方々への償いの思いを述べました。

内閣総理大臣「祈りの言葉」（抜粋）

平成22年度水俣病犠牲者慰霊式

水俣病によって、かけがえのない命を失われた方々に対し、心から哀悼の意を表します。熊本、鹿児島にとどまらず、新潟で第二の水俣病が引き起こされたことは、痛恨の極みであります。昭和三十一年五月一日、水俣保健所に患者発生が報告され、そして昭和四十年六月十二日、新潟においても水俣病患者発生が発表されました。

公式確認から五十四年という長い年月を経た今日に至るまで、なお、大きな課題が残されています。

政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分に果たすことができず、水俣病の被害拡大を防止できなかった責任を認め、改めて衷心よりお詫び申し上げます。国として、責任を持って被害者の方々への償いを全うしなければならぬと再度認識いたしました。

平成二十二年五月一日

（内閣総理大臣 鳩山 由紀夫）



新潟日報：2010（平成22）年5月2日
（新潟日报社提供）

2012（平成24）年2月3日、政府は、救済措置の方針に基づき、給付の申請の受付期間を2012（平成24）年7月31日までとすることを発表しました。これに対し、被害者や新潟県は、まだ締め切るべきでないなどと、環境省に対してたびたび申し入れなどを行いましたが、期限は撤回されませんでした。

2010（平成22）年5月1日から2012（平成24）年7月31日までの間に、特措法に基づく救済措置の申請をした方は、熊本県42,961人、鹿児島県20,082人、新潟県2,108人、計65,151人に上りました。

13 ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟の和解

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟原告は最終的に173人が提訴しましたが、2009（平成21）年7月、与野党の合意による「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（特措法）の可決成立を契機に、国、昭和電工と原告の間で問題の解決に向けた話し合いが行われ、2011（平成23）年3月に和解が成立しました。

また、熊本水俣病におけるノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟についても、2011（平成23）年3月28日の大阪を最後に和解が成立しました。



新潟日報：2011（平成23）年3月4日
（新潟日報社提供）

〔和解条項〕（要旨）

- ①昭和電工は、和解成立後速やかに責任とおわびを表明する。国は新潟においても適切な対応を取るものとする。
- ②昭和電工は、新潟県から医療手帳または水俣病被害者手帳の交付を受けている人の内、介護保険サービス利用者について、要介護認定者に月額5,000円、要支援認定者に月額1,500円を支給する。
- ③国は、水俣病の治療方法、治療薬の研究・開発など被害者の福祉の充実に努める。
- ④国は、地域振興、健康増進事業、調査研究及び健康不安者の健康診査・保健指導の実施に努めるとともに、特措法による救済措置の周知及び医療期間の受診体制の拡充に努める。
- ⑤国及び昭和電工は、慰霊碑の設置、慰霊式の開催の実現に向けて努力する。
- ⑥昭和電工は上記措置を実施するため2億円を上限として負担する。
- ⑦本和解に基づく支給内容
 - ・一時金（一人あたり210万円及び加算金2億円）
 - ・療養手当及び療養費

14 熊本県の水俣病認定申請棄却処分の高裁判決

2013（平成25）年4月16日、熊本県の行った水俣病認定申請棄却処分の取消し及び認定の義務付けを求める2件の訴訟の高裁判決がありました。

判決では、症候の組合せが認められない場合についても、諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、水俣病と認定する余地を排除するものとはいえないというものであり、原告の主張を認めるものでした。

この判決後、公健法に基づく認定申請を行う人は増加し、患者認定や損害賠償を求める提訴が相次いでいます。

15 ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟

（1）訴訟までの経緯

2013（平成25）年12月11日、特措法による給付申請の期限に様々な理由により間に合わなかった方や、給付申請をしたが非該当となった方などの「新潟水俣病阿賀野患者会」の会員22人が、国と昭和電工を相手取って、損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に起こしました。

原告は、第8陣までの追加提訴で115名となっており、被告国の責任を明らかにし、新潟水俣病の全被害者の救済と水俣病の新たな救済制度の確立を訴えています。

（2）ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟の争点

ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟では、

- ①旧水質二法（公共用水域の水質保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律）に基づき排水規制を行わないなど第二の水俣病の発生・被害拡大の防止策を怠った国の責任
- ②1977（昭和52）年に認定基準を厳格化し、救済されるべき患者を切り捨てた国の責任
- ③原告らが水俣病患者であるか否かなどが主な争点となっています。